

## 暮らしと資産のコンシェルジュ通信

FPオフィス  
Life & Financial Clinic (LFC)

2015年7月28日発行

Vol. 6、第2号

### ■ 災害は忘れた頃に～2015年上半期の重大ニュース振り返り～



(東京都・国分寺市：平成27年4月撮影「ベルナルドが我が家に」)  
暑中お見舞い申し上げます

2015年前半の出来事を振り返って、世界に目を向けると、イスラム過激派による各国でのテロ事件、チリのカルブコ火山の大噴火、ネパールの大地震、そして、飛行機や船舶の事故等、天災・人災が多かった印象を受けます。経済面では、ギリシャの債務問題、中国の株価暴落など、私たちの資産運用への影響も気になります。

一方、国内に目を向けると、各地での豪雨による土砂災害、箱根・浅間山・口永良部島の火山活動、年金機構の情報流出問題、国立競技場の建設費問題など、こちらも天災、人災(?)で混沌とした様相です。半年間を振り返っただけでも、ひとつひとつの事件・ニュースが、例年であれば、その年の重大ニュースの

トップ3にランキングされるような印象を受けます。「災害は忘れた頃にやってくる」とよく言われています。けれども、最近、頻繁に報道されている災害のニュースを見ていると、感覚が麻痺していて、「ああ、また、何処どこで、災害があったんだな」というように、なんとなく他人事のように感じている自分に気がきます。「災害は忘れた頃に」というのは、前の大きな災害からの時間の経過よりも、自分の心の中の災害に対する意識の深さと関わりを持っているような気がします。

災害に関するニュースを見て、他人事にせず、自分事にするためには、自分がその場にいたことを想定して、どのように行動をするべきかを想像してみることで。もちろん、自然の大きな力には、あがなえない場面も多いでしょうが、その中で、少しでも活路を見出すためには、イメージトレーニングの繰り返しが必要です。テレビで災害報道が流れたら、「大変だ」と感想を述べるだけでなく、「あそこいたらどうする?」という会話も、家族の中であっても良いのではないかと思います。災害に遭われた全ての方にお見舞いを申し上げますとともに、これを読んでくださっている方々の暮らしの安全を、心よりお祈り申し上げます。2015年後半も、引き続きよろしくお祈り申し上げます。

FPオフィス Life & Financial Clinic  
ファイナンシャル・プランナー  
平野 泰嗣 平野 直子



### ■ 憧れは、田舎暮らし風?～東京在住者で移住希望者は4割～

「田舎暮らし」と聞くと、リタイア後に、悠々自適に暮らすために、都会から地方へ移住する、男性の憧れ、というイメージを持たれる人が多いのではないのでしょうか? 内閣官房「東京在住者の移住に関する意向調査」によると、東京在住者で、移住希望者(地方に移住する予定がある、時期を問わず検討したいと思っている)の割合は、なんと4割だそうです。年代別では、10・20代の若い世代は、男女共に割合が高く、田舎暮らしへの憧れは、シニア層だけのものではないという結果でした。都会での人間関係や生活に疲れてしまっているのか? シニア層は、男性の割合は高いけれど、女性の割合は男

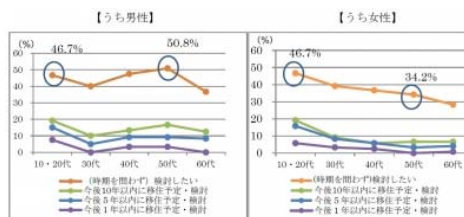
性ほど高くありません。夫が、退職後に「田舎暮らしをしたい」と突然言うと、熟年離婚の原因にもなりそうです。

実際に地方に移住した人の話を伺うと、ある若い世代の方は、子育て環境に配慮して地方に移ったけれども、働き口の面で少し苦勞されたようです。また、シニア世代は、故郷に戻る形で移住したけれど、都会での暮らしに慣れているので、生活が不便である。友人・知人が周りにいないので、時間を持て余している、とおっしゃっていました。

田舎暮らしを検討する場合は、マネープランはもちろん、それ以上

に、移住先で何をするか、したいか、というライフプランをしっかりと立てることが重要です。

実際の田舎暮らしは、大変だけれど、やっぱり憧れる、という人も多いのではないのでしょうか? ある方に「田舎暮らし風」という言葉を教えて頂きました。定期的に行く場所を作る、地方の行事に参加する、旅行ではなく、短期・長期の滞在をする等、様々な方法が考えられます。これから流行りそうな予感がします。



#### ◆お届けする内容◆

・災害は忘れた頃に  
～2015年前半の重大ニュースを振り返って～  
・憧れは、「田舎暮らし風」～東京在住で移住希望者4割～

・アベノミクスの目標  
達成も、国の借金は増える!?～ギリシャ危機から  
・重くなる医療・介護負担! 老後の家計への影響は?

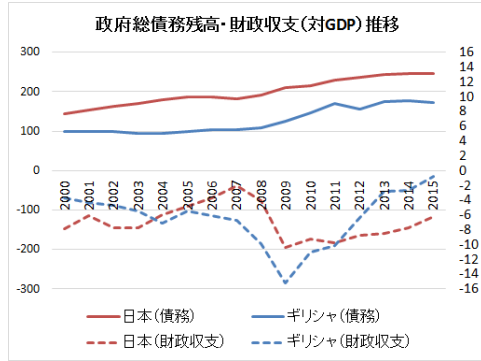
・成年後見、遺言書  
では、不十分!? 老後の資産管理対策は、大丈夫?  
・マイナンバー制度は海外へ輸出!? オリンピックで海外にアピール!

・2015年前半のLFC  
活動報告  
・LFCの相続・遺言相談のご案内



# ギリシャ危機から、学ぶこと～予想以上に深刻な日本の財政問題～

## ●財政データ(日本、ギリシャ比較)



- 2015年の名目GDPは、日本4.2兆ドル、ギリシャ0.2兆ドル。
- 「世界経済のネタ帳」のデータを元に作成



●「財務大臣になって財政改革を進めよう」(日本の財政を考える/財務省)  
<http://www.zaisei.mof.go.jp/game/yosan/>

## ●中長期財政に関する試算(抜粋)

	経済再生ケース			ベースラインケース		
	2015	2020	2023	2015	2020	2023
実質GDP成長率(%)	1.5	2.2	2.3	1.5	0.9	0.9
物価上昇率(CPI)(%)	1.4	2.0	2.0	1.4	1.2	1.2
完全失業率(%)	3.5	3.3	3.3	3.5	3.5	3.4
名目長期金利(%)	1.2	4.0	4.6	1.2	2.3	2.7
基礎的財政収支(兆円)	▲16.4	▲9.4	▲4.9	▲16.4	▲16.4	▲18.4
同(対GDP)(%)	▲3.3	▲1.6	▲0.7	▲3.3	▲3.0	▲3.3
財政収支(兆円)	▲26.0	▲27.0	▲34.8	▲26.0	▲29.6	▲38.8
同(対GDP)(%)	▲5.1	▲4.5	▲5.6	▲5.1	▲5.5	▲6.8
公債等残高(兆円)	985.2	1115.0	1219	985.2	1122	1232

## ■アベノミクスの目標達成も、国の借金は増える!?

ギリシャの債務問題によって、株価・為替ともに乱高下したのは、記憶に新しいところです。6月末の期限を過ぎているIMFへの15億ユーロ(€)の債務返済、7月20日に訪れた35億€の国債償還資金は、欧州各国からの追加支援の了解が得られなければ、完全な財政破綻(現在も、事実上のデフォルト状態ですが)という最悪の結果になってしまいます。

日本とギリシャの財政状況を比較すると、政府総債務の残高は、GDP対比で日本は246%、ギリシャは172%です。借金を返すためには、財政収支(歳入-歳出)が黒字でなければなりません。日本は、GDP対比で6.2%、ギリシャは、0.78%の赤字です。財政データだけを見れば、日本の方が深刻な状況と言えるでしょう。ギリシャの債務問題は、決して他人事ではないということです。

ギリシャでは、公務員の賃金・年金削減、付加価値税の増税等がすでに実施され、更なる緊縮財政を求める外国からの圧力に対し、ギリシャ国民は、国民投票でNOという判断を下したのです。その賛否は、別として、日本の財政赤字を黒字化することはとても困難な道のりです。財務省HPの学習用コンテンツに「財務大臣になって財政改革を進めよう」というものがあります。自分が財務大臣になったと仮定して、社会保障、公共工事、教育など10の歳出項目と歳入(税金)について、「増額」「減額」「現状維持」などの基本方針を決めて、目標年度までに財政基礎収支の黒字

化を目指すものです。社会保障費、公共工事を10%削減し、税収を10%増加させたとしても、2020年までに財政基礎収支は、プラスになりませんでした。

目下、アベノミクスを旗印に日本の経済再生のため、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」を行っています。これに財政赤字の問題や税・社会保障の一体改革等が絡み合い、複雑なパズルの様相を呈しています。

先ほどのゲームではなく、日本の将来像は、どのように予測されているのでしょうか? 「中長期財政に関する試算」(平成27年2月12日、内閣府 経済財政諮問会議提出)では、経済・財政・社会保障を一体的にモデル化した内閣府の計量モデルによって、①経済再生ケース(アベノミクスの目標が達成)、②ベースラインケース(経済が足元の潜在成長率並みで推移)の2つのケースで、経済と、財政状況について推測しています。その結果、2020年度の財政収支の対GDP比はベースラインケースの場合は▲5.5%程度、経済再生ケースの場合は▲4.5%程度の予測。つまり、どちらに転んでも、国の借金は増え続けるということです。更なる、国民への負担が強いられることになるでしょう。個人的には、長期金利の推移が気になります。2020年にベースラインで2.0%、経済再生で4.0%…経済再生を実現しても、金利負担で財政赤字は拡大です。

# 重くなる医療・介護の自己負担額、老後の家計への影響は?

## ■平成27年は、医療保険、介護保険の改正が目白押し!



高齢化が進む中、医療・介護費の増加を抑制するため、医療・介護分野で私たちのマネープランに大きく影響する改正が行われました。

### ■高額療養費制度の改正【平成27年1月】

高額療養費は、1ヶ月にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額を超えた分が、あとで払い戻される制度です。高額療養費の自己負担限度額について、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成27年1月診療分より、70歳未満の所得区分が3区分から5区分に細分化されました(表・上)。

### ■介護保険制度の改正【平成27年8月】

#### ①一定以上所得者の自己負担割合の見直し

現在、介護サービスを受ける場合、年収にかかわらず1割を利用者が負担しています。改正後は、65歳以上の所得上位20%に相当する合計所得金額160万円以上の人は、2割の負担になります。年金収入のみの場合、単身者は280万

円、夫婦は346万円が目安になります)。

#### ②高額介護サービス費の見直し【平成27年8月】

介護保険も医療保険と同様に1ヶ月にかかった介護費の自己負担金額の上限が所得の区分に応じて定められています。今回の改正で、現役並み所得者の区分が新設されました(表・下)。

#### ③補足給付の見直しについて

特別養護老人ホームなどの介護保険施設を利用した場合に、利用者の負担を軽減するための制度として、補足給付があります。この補足給付の基準が大幅に見直されます。

#### (1) 配偶者の所得の勘案【平成27年8月施行】

世帯分離していても配偶者の所得を勘案する。

#### (2) 預貯金等の勘案【平成27年8月施行】

預貯金等について、単身の場合は1000万円以下、夫婦の場合は2000万円以下であることを要件に追加する。

#### (3) 非課税年金の勘案【平成28年8月施行】

遺族年金及び障害年金といった非課税年金の額も通常の収入とみなして判定する

今回は、負担の公平化という視点の改正ですが、今後は、社会保障(医療・介護・年金)分野の改正も、負担増の対象が、高額所得者層から一般層へシフトすると個人的には予想しています。

所得区分	月単位の自己負担上限金額
年収1,160万円以上	25万2,800円 +(医療費-84万2,000円)×1% ※4ヶ月目以降14万1,000円
【自己負担増額】 年収約770万円以上	16万7,400円 +(医療費-55万8,000円)×1% ※4ヶ月目以降9万3,000円
【自己負担増額】 年収約370万円以上	8万1,000円 +(医療費-27万7,000円)×1% ※4ヶ月目以降4万4,400円
年収約370万円以下	5万7,800円 ※4ヶ月目以降4万4,400円
低所得者(住民税非課税)	3万5,400円 ※4ヶ月目以降2万4,600円

所得の区分	自己負担限度額(月額)
現役並み所得者 (課税所得145万円以上) ※単身者383万円、同一世帯2人以上520万円に満たない場合は一般	44,400円(世帯)
一般	37,200円(世帯)
市町村住民税世帯非課税	24,600円(世帯)
年金収入80万円以下等	15,000円(個人)

# 成年後見、遺言書では、不十分!? 老後の資産管理対策は、大丈夫?

## ■ 新しい老後の財産管理～家族信託とは～

最近、老後の財産管理に関する相談ニーズが高まっていると感じています。「自分の財産は、自分で管理するのが当然」と思われるかもしれませんが、その通りにできないのが実情です。認知症の人は462万人、予備軍は400万人と言われています(平成25年厚労省)。同年の65歳以上のお年寄りは、3,190万人なので、3割弱の人が、認知症等によって、判断能力が低下していると推計されます。認知症が進むと、単独で契約を結ぶことができなくなったり、遺言書を書くこともできなくなってしまいます。

### ■ 成年後見制度と、その限界

認知症等によって判断能力が低下した場合、「成年後見制度」を利用することが考えられます。成年後見制度は、判断能力が万全でない人の権利擁護のため、法律行為や財産の管理を本人に代わって行う制度です(「暮らしと資産のコンシェルジュ通信」2014年・真夏号参照)。成年後見制度は、裁判所の指導・監督の下、本人にとって本当に意味のある合理的な理由のある支出しか認めず、例えば、将来の相続を見越して行う、生前贈与や財産を整理・処分することができなくなってしまいます。また、柔軟な財産の管理は難しく、家族のための支出や相続対策の行為、本人の生活費確保のための資産運用もできなくなってしまいます。

### ■ 注目される、「家族信託」とは?

そこで、最近注目されているのが、「家族信託

」です。「家族信託」とは、今、財産を持っている人(委託者)が、信頼できる相手(受託者)に、自分の財産の管理や処分をする権限を託す(信託する)、という財産管理の仕組みです。そして、その財産から得られる利益を受けの人を受益者といい、家族信託は、委託者・受託者・受益者の三者構造が基本です。信託と聞くと、信託銀行を思い浮かべるかもしれませんが、法制度上は、財産管理を行う受益者は、「個人・法人」あるいは、「専門家・一般人」の誰でもなることができます。家族が受託者になることも可能です。

### ■ 家族信託でできること

家族信託のメリットは、大きく2つあります。

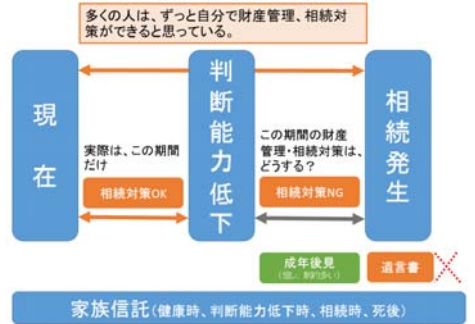
#### ● 後見制度に代わる柔軟な財産管理

家族信託は、特定の目的、例えば、「自分の老後の生活・介護等に必要な資金の管理及び給付」等、自由に定めることができるので、その目的に沿った、自由な財産管理が行えます。成年後見制度のような制約は受けません。

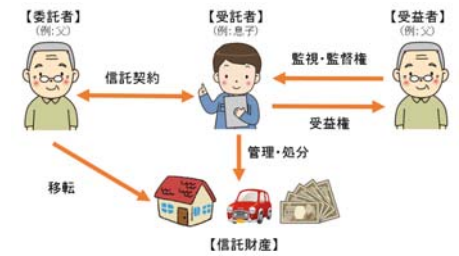
#### ● 法定相続の概念にとらわれない資産承継

遺言書の場合、自分ひとりで「誰に財産を遺すか」を決めることはできますが、相続時に一度しか機能しません。家族信託の場合、契約によって、生前の財産管理に加え、相続発生後の承継先を自由に決められ(遺留分減殺請求の対象になります)、承継後の財産管理についても定めることができます。つまり、単に資産を渡すだけでなく、財産を管理する仕組みを継承することが

### ● 老後の資産管理のイメージ



### ● 家族信託の仕組み



できます。法定相続の概念にとらわれない“思い”に即した資産承継を実現できます。

相続対策というと、遺言書に結びつけることが多いのですが、自分の資産を使って、どのように幸せな人生を過ごすのか、そして、遺した資産を次の世代にどのように円満に継承するのかを考えていく必要があります。老後の資産管理は、「信託」「成年後見」「遺言書」の組み合わせが大切です。LFCでは、一人ひとりに合った、資産管理・相続対策の相談を行っています。

# マイナンバーは、世界最先端IT国家を目指す、日本の成長戦略の中心

## ■ マイナンバー制度は海外へ輸出!? オリンピックで海外にアピール!

### ■ 通知カードと個人番号カード

前号でもご案内しましたが、いよいよマイナンバー(社会保障・税番号制度)が平成27年10月より、お住まいの市区町村から通知(通知カードを送付)されます。また、平成28年1月以降、市区町村で個人番号カードの交付を受けることができるようになります。この個人番号カードは、顔写真が掲載されたICチップ付きのカードで、従前の運転免許証やパスポートに代わる本人確認資料として使われることが期待されています。また、図書館などの行政サービスの利用(自治体の条例で制定)や、確定申告を電子申請する際に必要な、電子証明書機能が標準搭載されます。マイナンバーは、行政効率と利便性の向上、公平性の観点から、税・社会保障・災害分野に限定して使われるものとされています。昨今の年金機構の個人情報の漏洩問題や、市区町村の職員による個人情報の不正入手など、情報管理や不正利用に関しては、かなりナーバスになってまいります。

### ■ マイナポータル(情報提供等記録開示システム)

そこで、マイナンバー制度開始から1年遅れの平成29年1月より、マイナポータルが導入される予定です。マイナポータルでは、マイナンバーの付いた自分の情報を行政機関がいつ、どこでやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるものとして整備します。例えば、各種社会保険料の支払金額や確定申告等を行う際に参考となる情報の入手等が行えるようになる予定です。また、引越しなどの際の官民横断的な手続のワンストップ化や納税などの決裁をキャッシュレスで電子的に行うサービスも検討されています。

### ■ マイナンバー制度を海外へ輸出

マイナンバー及びマイナポータルは、行政分野での利用が原則となっていますが、長期的な視野では、民間での活用を促進し、新しい社会基盤とすることが検討されています。政府のIT総合

戦略本部・マイナンバー等分科会が作成した、「マイナンバー制度活用推進ロードマップ(案)」(5月20日)によると、個人番号カードのICチップの空き容量を民間開放し、民間企業の社員証やポイントカードなどとの「ワンカード化」を進めることも検討されています。また、2020年のオリンピック会場への入退場を個人番号カードの公的個人認証を活用し、それが、実際に機能していることを対外的にアピールすることで、この社会基盤システム自体を海外へ輸出することも考えられています。SF映画などで、個人IDカードで全てができるという、夢のような社会は、決して遠くない時期に実現するかもしれません。マイナンバー制度の動向に注目したいと思います。



マイナちゃん



# 京橋オフィス・国分寺相談室でご相談好評受付中！



MORE(9月号)「夫婦FPに聞きました。結婚したらどうなるの？お金のお悩み解決アンサー」



ニッキンマネー(6月号)「彼と結婚とお金」



日経新聞朝刊(6/17)「ボーナスの使い道」



AllAboutマネー「お金の悩みを解決！マネープランクリニック」(3月)



仲良くしてね♪

## ■2015年上半期のLFCの活動報告

2015年の前半をカレンダーで振り返ってみると、「ゆっくり休めなかつたなあ…」という印象です。40代働き盛りだから、仕方ないとも言えますが…。

### ●ビジネス

2015年の前半は、3月までは、地方出張(主に復興支援)、4月以降は個別相談業務が多かった印象です。最近の傾向として、個人のライフプランの他、経営者・事業承継に関するご相談が比較的多かったです。それから、ホームページに少し手を入れて、ソーシャルメディア対応にしたり、相談メニューの説明書きを見直したりしました。

最近の取組みテーマは、平野泰嗣は、資産管理で、成年後見と信託です。成年後見関連では、(公社)成年後見支援センターヒルフェの成年後見人候補者として、名簿に登録されました。信託関連では、(一社)家族信託普及協会の正会員になりました。平野直子は、不動産の有効活用のアドバイス強化のため、公認不動産コンサルティングマスター(旧・不動産コンサルティング技能登録者)の

資格を取得しました。お互いの知識・強みを活かして、お客様からの土地活用・資産管理・相続対策のご相談に対応していきたいと思っています。

### ●プライベート

LFCの看板犬として、これまでレゴラスが活躍(?)していましたが、4月に、ポメラニアンのパルナルド(通称:ベル)が、新たにLFCの仲間に加わりました。賑やかな毎日を過ごしています(最近、ようやく、落ち着いて来ました)。6月からTwitter「FP犬・レゴ&ベル」で、日常生活やお金に関することをつびやいています。LFCのホームページにリンクが貼ってあるので、お時間のある時に、ぜひ、ご覧下さい。

例年は、半年ごとに、どこかしら旅行をしていたのですが、3月に予定していたヨーロッパ方面への旅行計画は、社会情勢が不安定なことから、ひとまず延期にしました。下半期には、計画をなんとか実現し、新春号の一面の写真を飾ることができればと思います。2015年後半も頑張ります。

あなたらしい“幸せな人生”を送ること。それが私たちの願いです。

### FPオフィス Life & Financial Clinic

〒104-0031  
東京都中央区京橋 1-3-2  
モリイテビル304(受付4F) オフィス平野  
電話 : 03-3231-6113  
FAX : 03-6740-7663  
メール : info@mylifeplan.net

発行・編集 平野 泰嗣・平野 直子



Web サイトもご覧ください  
<http://www.mylifeplan.net>

#### ●相続・遺言相談(10,800円/1回、90分)

#### 【現状の分析と課題を整理を行います】

相続・遺言相談を通じて、亡くなる前の適切な財産管理と、亡くなった後の財産を巡る紛争を未然に防止するために、現状の分析と課題の整理を行います。

⇒ その他の相談メニュー [http://www.mylifeplan.net/index\\_menu.html](http://www.mylifeplan.net/index_menu.html)



#### 「30代夫婦が

働きながら4000万円の資産をつくる  
考え方・投資の仕方」

明日香出版社から好評発売中です！

#### ●ワークシート・Excelシート 【ダウンロード特典付き】

#### ●ホームページ特設コーナー

<http://www.mylifeplan.net/book1.html>

#### ●メールマガジン「働きながら4000万円の資産をつくる」

毎月20日頃発行(無料)しています！

登録は、コチラから

<http://archive.mag2.com/0000290147/index.html>

